

VI 大阪における企業人権啓発の取り組み

1 公正採用選考人権啓発推進員制度

(1) 制度の目的

本制度では、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員(以下、「推進員」という)」の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、事業所における適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する人権研修の計画・実施等を推進することを目的としています。

(2) 制度の内容

大阪府では、国(厚生労働省大阪労働局)と連携のもと、次のとおり「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」及び「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」を定め、共管して本制度を運営しています。

すでに、多数の事業所において「推進員」が設置されており、主体的な取り組みが進められていますが、まだ設置されていない事業所については、早急に設置をお願いします。(下の(3)の報告の箇所を参照)

また、すでに設置されている事業所においては、本制度の趣旨を十分、御理解の上、大阪府が実施する「推進員」新任・基礎研修(毎月実施)やハローワーク等が実施する研修会に必ず出席できるよう御配慮をお願いいたします。

(3) 推進員制度要綱(抜粋)

| 大阪府 | 大阪労働局 |
|--|---|
| ●選任対象事業所 ① 常時使用する従業員数が25人以上の事業所 ② ①の他、知事が適当と認める事業所(※1) | ●選任対象事業所 ① 常時使用する従業員数が25人以上の事業所 ② ①の他、公共職業安定所長が適当と認める事業所(※1) |
| ●推進員の役割所 推進員及び補助者は、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等をはじめ、すべての人々の就職の機会均等を保障するという視点に立って、各種研修会等に積極的に参加するなど自己啓発に努め、次の事項について中心的役割を果たすものとする。 | |
| ① 適正な採用選考システム、人事管理体制等の確立を図ること。 ② 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関すること。 ③ 関係機関との連絡に関すること。 | ① 公正な採用選考システムの確立を図ること。 ② 関係行政機関との連絡に関すること。 ③ その他、当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。 |
| ●選任基準 推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考、その他人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から、1事業所につき1名を選任する。事業所規模等から必要なときは、補助者を選任する。 | |
| ●報告 推進員及び補助者を選任(異動)した時は、選任(異動)報告書(p.118)を事業所を管轄する公共職業安定所長ならびに公共職業安定所経由で知事あてに提出してください。なお、報告書は公共職業安定所と大阪府で共有します。 | |

※1 公共性の高い社会福祉法人、医療法人、学校法人や、事業として個人情報を取り扱うことの多い職業紹介事業所、労働者派遣事業所や結婚紹介事業者等については、25人未満の事業所であっても「推進員」の設置をお願いしています。

※2 ご不明な点は、管轄の公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。(裏表紙参照)

2 企業内人権啓発研修の必要性

企業である以上、利潤を追求することは当然ですが、それは人権に配慮した経営を行ってこそ成り立つもので、そのためにまずは企業内人権研修に取り組むことが基本かつ大切なことです。

すでに多くの企業において人権問題への取組みを経営課題の一つと位置づけ、種々の先進的な活動を行っています。一方では公正な採用選考に反する問題事象や、さらには人権を無視した行為により経営破綻した事例が見られることも事実です。

従って企業内人権研修に取り組むことは、単に「差別事象を起こさないため」だけではなく、企業活動のあらゆる場面で人権尊重の理念が求められる今、従業員一人ひとりが、企業と人権との関わりを正しく認識することで、健全な企業活動への反映と、人権尊重の社会づくりに向けた社会的責任を果たすことにつながります。

大阪府としてもこのような観点から、各企業における社内研修を実施していただく必要性を重視し、「大阪府公正採用選考人権啓発推進員制度」(p.69)において、厚生労働省の制度に加えて従業員研修の計画・実施についても推進員の役割と位置づけています。

企業内人権啓発研修報告のお願い

企業内において研修等を実施される場合は、別紙(p.119～120)の様式により、大阪府知事(大阪府商工労働部雇用推進室)あてご報告をお願いします。ご報告は郵送・ファックスどちらでも結構です。

ひとくちメモ

人権啓発 DVD・ビデオ等貸出のご案内

◎大阪府では、人権啓発に関する DVD・ビデオテープの貸出をご案内しています。

ぜひ企業内研修等にご活用ください。

人権啓発 DVD・ビデオ等の貸出のご案内は下記ホームページをご覧ください。

(DVD については p.114～115 の「人権啓発 DVD 一覧」にも掲載しています)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/400-suisinin.html>

【貸出に関するお問合せ先】

●大阪府商工労働部雇用推進室〔電話 06-6210-9518〕

◎また、下記ハローワークでも人権啓発 DVD の貸出を行っています。裏表紙を参照し、直接お問い合わせください。

●ビデオライブラリー設置ハローワーク (大阪東・梅田・大阪西・淀川・堺)

<参考一社内人権研修年間実施予定表の策定例>

| ←…………… 上半期 ……………→ | | ←…………… 下半期 ……………→ | |
|---|--|---|--|
| 4月～6月 | 7月～9月 | 10月～12月 | 1月～3月 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・上半期の方針を提示 ・新入社員研修の実施 ・憲法週間をテーマとした啓発活動 ・公正採用選考人権啓発推進員の任命と養成講座の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・上半期の反省 ・下半期の計画の立案 ・人権週間における啓発活動の検討 ・公正採用選考人権啓発推進員養成講座の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・下半期の方針の提示 ・人権週間に向けた準備と活動(資料の事前配付、人権標語の募集など) | <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間活動の反省、実施報告書の作成など ・本年度の総括 ・来年度計画の検討、策定 |
| 階 層 別 研 修 | | 階 層 別 研 修 | |
| 職 能 別 研 修 | | 職 能 別 研 修 | |
| 職 場 別 研 修 | | 職 場 別 研 修 | |

3 大阪企業人権協議会

《大阪企業人権協議会とは》

◎国(大阪労働局・各地ハローワーク)、大阪府・府内市町村等の公的機関と緊密に連携し「企業の人権問題の取り組み」を推進するために1981年に設立された歴史ある団体で府内市町村単位の地域連絡会(37)から構成されています。

(わが国最大規模の企業の人権啓発団体で地域連絡会の会員数は約5,800事業所 2019年3月現在)

◎企業向けの人権問題の研修会を関係機関と連携して実施するとともに、さまざまな人権研修教材や、人権問題の取組みに役立つ情報等を提供しています。

◎2007年度から「企業人権協サポートセンター」を設け、人権研修講師派遣、人権リーダー養成講座等企業の人権問題取組みの支援サービスを行ない、多方面から高い評価を得ています。

＜主なサービス事業＞

●相談サービス—社内人権研修等の取組みに関して、総合的かつ継続的に相談・助言に応じます。

●講師の提供—人権研修講師の派遣や研修テーマに応じた講師情報を提供します。

●人権教材の提供—簡単なクイズ形式の研修教材「人権腕だめし」を提供します。

●各種研修事業の提供—人権リーダー・管理者等を対象に、次のような研修事業を提供します。

- ・人権リーダー養成講座の開催
- ・その他、「企業と人権」に関わる各種研修会の開催・案内

＜お問合せ先＞ <http://www.kigyō-jinkenkyō.jp/>

大阪企業人権協議会

・地域連絡会の一覧は p.74 に掲載しています。

4 大阪同和・人権問題企業連絡会

《大阪同和・人権問題企業連絡会とは》

大阪同和・人権問題企業連絡会(略称;大阪同企連)は、会員企業が差別体質を払拭し、人権尊重の企業経営の確立に向けて「雇用」と「啓発」を中心とした各種活動・事業を行うとともに、企業の立場から同和問題の解決をはじめ、さまざまな人権問題に取り組み、人権確立社会の実現に資することを目的として、関係行政・諸団体と連携して取り組みを行っている企業の連絡会です。(会員企業:139企業 2020年1月現在)

＜主な取り組み＞

- 総会、理事会、グループ会
- 委員会(雇用・啓発・広報)、プロジェクトチーム
- 啓発講座(入門)、啓発講座(管理職層)
- 会員企業トップ会
- [班別事業]責任者会議、[班別事業]担当者会議
- 新任責任者研修会、新任担当者研修会
- 幹事研修会・副幹事研修会
- 人権標語募集、広報誌「ホットライン21」発刊 など

＜お問合せ先＞ 大阪同和・人権問題企業連絡会

TEL 06-6910-0278

FAX 06-6910-0334

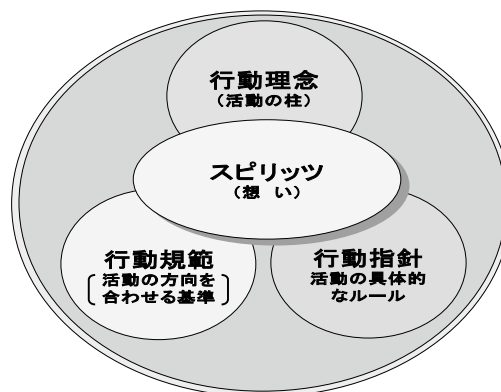
〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3

エル・おおさか南館9階

<http://www.osaka-doukiren.jp/>

大阪同企連スピリッツ

私たちは同和問題をはじめとするさまざまな差別の解消に向け、『人権を尊重する企業づくり』に取り組むとともに、企業の立場から「人権が確立した社会の実現」をめざします。



5 一般社団法人 公正採用人権啓発推進センター

《一般社団法人 公正採用人権啓発推進センターとは》

人権 CSR の取り組みとして、公正採用選考システムの確立および社内人権研修などの推進に関する基準を定めるなど、行政や関係団体と連携しながら公正な採用選考の実現に向けたさまざまな支援を行っています。

2011年に、企業自らが設立し、以下の活動を行っています。(150企業、2020年1月現在)

●公正採用・人権啓発「基準」の提供

企業などの「公正採用」「人権啓発」の領域における「基準」を提供します。

●企業の取り組みの宣言・認証

上記「基準」に基づく取り組みを宣言していただき、達成状況の評価に基づき認証します。

(認証：17企業、宣言：79企業、2020年1月末現在)

●研修・啓発

公正採用、人権啓発、人権 CSR などの講演会、研修セミナーなどを開催します。

●個別支援・サポート

会員企業の取り組みについて実用的なサポート・支援を行います。

●情報収集・発信

公正採用、人権啓発に関する法令などの制定・改廃、問題事例・実務上の留意点などの情報を提供します。

●行政、その他関係団体との連携

労働局や大阪府など各種行政機関、経済団体、人権啓発団体などさまざまなステークホルダーと連携した取り組みを行います。

<お問合せ先> <http://kousei-jinken.or.jp>



6 公正採用・雇用促進会議

同和地区出身者の就職の機会均等を完全に保障し、安定した雇用促進を図るため、雇用主その他の関係者に対する指導及び啓発に関する事項を協議することを目的に、同和地区出身者雇用促進会議が、昭和46(1971)年1月に発足しました。

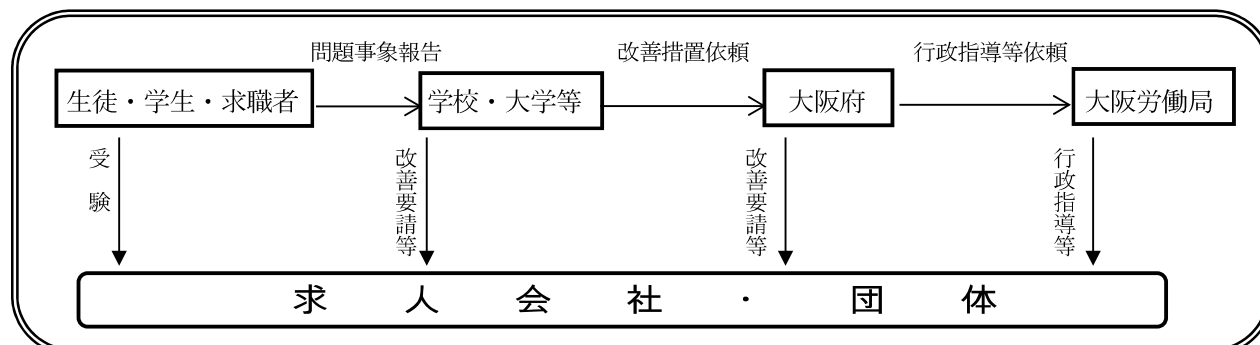
しかし、人権施策、労働施策を取り巻く諸情勢の変化に対応する必要があることから、平成14(2002)年4月より、「公正採用・雇用促進会議」として、今までの成果を継承するとともに従来の雇用に関する実態把握に加えて本来的機能である研究協議機能(研究部会を新設)及び情報発信機能を充実・強化させるため、次の事項が協議されることになりました。

- (1) 公正な採用選考についての啓発等に関すること
- (2) 受験報告等採用選考にかかる実態の把握に関すること
- (3) 公正な採用選考に関する調査研究に関すること
- (4) その他就職の機会均等を確保し、安定した雇用を促進するために必要と認められること

●就職受験に係る問題事象の取り組み

大阪府内の「中学校、高等学校、大学や高等技術専門学校等や大阪府が関わる公的職業紹介機関(学校・大学等)」では、就職試験における本人の適性・能力に関係のない不適切な質問等の問題事象を把握するために、生徒・学生・求職者から問題事象の報告(「就職受験報告書」等)を求める取り組みが行われています。

生徒・学生・求職者から報告された就職差別につながるおそれのある問題事象については、関係行政機関が連携して、当該事業所に対して事情聴取や必要な是正指導を行うこととしています。



7 就職差別撤廃月間

大阪府では、あらゆる就職差別をなくすため、昭和 57 (1982) 年度から毎年 6 月を「就職差別撤廃月間」と定め、関係行政機関や関係団体等と連携しながら、各種啓発活動など幅広く府民運動を展開することとしています。

「就職差別撤廃月間」中は、公正な採用選考の実施を主眼として各種啓発活動を展開しますが、事業主の皆様におかれましても、この運動を大きく発展させるため、企業内における取り組みとして社内での啓発活動を、一層強化され、また、人権関係書類の取扱い（特に社用紙の撤廃）、近畿統一応募書類の趣旨徹底等の点検活動を行っていただくとともに、「大阪企業人権協議会」等を通じて積極的に月間事業参加していただくよう御協力をお願いします。

6 月は就職差別撤廃月間です。
—しない させない 就職差別—

主な取り組み

- 「就職差別 110 番」の開設【メール・FAX での相談に加え、臨時電話による相談】
- 街頭キャンペーンの実施
- 広報活動の実施【ポスター掲示、広報誌への掲載等】

大阪企業人権協議会・地域単位の企業連絡会一覧(50音順) (2019年3月現在)

| 地 域 連 絡 会 名 | 事 務 局 | 電 話 番 号 |
|----------------------------------|---------------------------|--------------|
| 池田地区企業人権啓発推進員協議会 (豊能町、能勢町を含む) | 池田市 市民生活部 人権・文化国際課 | 072-754-6231 |
| 泉大津市事業所人権協議会 | 泉大津市 総合政策部 人権くらしの相談課 | 0725-33-1131 |
| 泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会 | 泉佐野市 生活産業部 まちの活性課 | 072-469-3131 |
| 和泉市企業人権協議会 | 和泉市 環境産業部 商工労働室 | 0725-99-8124 |
| 茨木地区人権推進企業連絡会 | 茨木市 産業環境部 商工労政課 | 072-620-1620 |
| 大阪市企業人権推進協議会 | 大阪市 企業人権推進協議会 事務センター | 06-4705-6152 |
| 大阪狭山市企業人権協議会 | 大阪狭山市 市民生活部 市民相談・人権啓発グループ | 072-366-0011 |
| 貝塚市企業人権協議会 | 貝塚市 都市政策部 人権政策課 | 072-433-7160 |
| 柏原市企業人権連絡協議会 | 柏原市 市民部 人権推進課 | 072-972-1544 |
| 交野事業所人権推進連絡会 | 交野市 総務部 人権と暮らしの相談課 | 072-817-0997 |
| 門真市企業人権推進連絡会 | 門真市 市民生活部 人権女性政策課 | 06-6902-6079 |
| 河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会 | 太子町 総務部 住民人権課 | 0721-98-5515 |
| 河内長野市企業人権協議会 | 河内長野市 総合政策部 人権推進課 | 0721-53-1111 |
| 岸和田市人権啓発企業連絡会 | 岸和田市 市民環境部 人権・男女共同参画課 | 072-423-9562 |
| 堺市人権教育推進協議会企業部会 | 堺市 市民人権局 人権部 人権推進課 | 072-228-7420 |
| 四條畷市事業所人権連絡会 | 四條畷市 市民生活部 人権・市民相談課 | 072-877-2121 |
| 島本町企業内人権啓発推進連絡会 | 島本町 総合政策部 人権文化センター | 075-962-4402 |
| 吹田企業人権協議会 | 吹田市 都市魅力部 地域経済振興室 | 06-6384-1365 |
| 摂津地区人権推進企業連絡会 | 摂津市 市民生活部 産業振興課 | 06-6383-1362 |
| 泉南市事業所人権推進連絡会 | 泉南市 総合政策部 人権推進課 | 072-480-2855 |
| 大東市事業所人権推進連絡会 | 大東市 市民生活部 人権室 | 072-870-0441 |
| 高石市事業所人権教育推進連絡協議会 | 高石市 総務部 人権推進課 | 072-275-6279 |
| 高槻地区人権推進員企業連絡会 | 高槻市 街にぎわい部 産業振興課 | 072-674-7411 |
| 忠岡町企業人権問題推進員連絡会 | 忠岡町 町長公室 人権広報課 | 0725-22-1122 |
| 豊中企業人権啓発推進員協議会 | 豊中市 都市活力部 産業振興課 | 06-6858-2177 |
| 富田林市企業人権協議会 | 富田林市 産業環境部 商工観光課 | 0721-25-1000 |
| 寝屋川事業所人権推進連絡会 | 寝屋川市 人・ふれあい部 人権文化課 | 072-825-2168 |
| 羽曳野市企業人権連絡会 | 羽曳野市 生活環境部 産業振興課 | 072-958-1111 |
| 阪南市事業所人権問題連絡会 | 阪南市 市民部 まちの活力創造課 | 072-471-5678 |
| 東大阪市企業人権協議会 | 東大阪市 経済部 労働雇用政策室 | 06-4309-3178 |
| 枚方事業所人権推進連絡会 | 枚方市 市長公室 人権政策室 | 072-841-1259 |
| 藤井寺市人権のまちづくり協会事業所啓発委員会 | 藤井寺市 市民生活部 協働・人権課 | 072-939-1059 |
| 松原市企業人権協議会 | 松原市 市民生活部 産業振興課 | 072-337-3112 |
| 岬町事業所人権問題連絡会 | 岬町 総務部 人権推進課 | 072-492-2773 |
| 箕面企業人権啓発推進員協議会 | 箕面市 地域創造部 箕面営業室 | 072-724-6727 |
| 守口市企業人権推進連絡会 | 守口市 市民生活部 人権室 | 06-6992-1512 |
| 八尾市企業人権協議会 | 八尾市 経済環境部 労働支援課 | 072-924-3860 |